

# 相談センターニュース



イメージキャラクター  
たけのこ君

ゴールデンウィークも終わり、新茶の出来映えが気になり出す今日この頃ですが、皆様、いかがおすごでしょうか？

新しい学生生活や社会人生活が始まって1か月、ちょうど慣れてきたころに「あれっ？」と思わされる出来事も少なくないようです。

さて、それでは今月のニュースに移りましょう。

## 相談の現場から ~ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 痩身エステを中途解約しようとしたら、お店の人から「お金はもう返せませんよ。だから施術を受けた方が得ですよ。」といわれました。まだ約束の半分しか施術を受けていないのですが、解約しても返金してもらえないのでしょうか。

A 仮にあなたと店との間で前払料金を返還しない旨の合意をしていたとしても、返金を受けられる場合があります。

### <解説>

消費者を保護する法律、特定商取引法が制定・施行され、美肌や痩身等を目的とするいわゆるエステの契約がその適用の対象となっても、このような相談は後を絶ちません。仮に相談者の契約が1か月を超える期間にわたって施術を受けられるものであって、5万円を超える支払を伴うものであれば、相談者とエステ業者との間で前払料金を返還しない旨の合意をしたとしても、その合意は法律によって無効となり、法定の清算ルールが適用されます。

法定の清算ルールが適用されると、エステ業者は、利用者に対し、提供済みの施術分に相当する料金の他、法定の損害金または手数料しか請求できなくなります。言い換えれば、前払料金からそれらを控除した残金を返還しなければならない、ということになります。

相談者のケースでは、今後も施術を受けられるようですし、「約束の半分しか施術を受けていない」とのことですので、前払料金の返金を受けられる可能性があります。エステ業者の説明をうのみにせず、また一人で判断せず、司法書士に相談しましょう。

相談センターニュース、そのころは？

- 今、どのような相談が寄せられているか
- 司法書士がどのような対応をしているか
- 読者の皆様の日頃の悩みを解消するヒントに

それらを分かりやすくお伝えする、それが相談センターニュースのところです。

### お知らせ

 静岡県司法書士会公式 facebook ページを開設いたしました。

アドレスはこちら



Q 夏休みに海外旅行をしようと思い、ある旅行会社のホームページから15万円のパッケージツアーを申し込み、クレジットカードのリボ払いで決済しました。ところが、先日旅行会社から、破産手続開始の申立てをしたのでツアーを中止するとの連絡がありました。カードの初回支払日はまだですが、これではさすがにツアー代金を支払う気になれません。どうすればいいですか。

A 直ちにカード会社に連絡をとり、上記の事情を伝えて支払を止める手続きをしましょう。

#### <解説>

パッケージツアーをはじめとする企画旅行契約の多くは、民法の準委任に当たると言われています。そのため、その契約当事者である旅行会社が破産手続を開始すると、その時点で契約は終了します。

今回、あなたはクレジットカードのリボ払いでツアー代金の決済をしていますので、あなたとしては、旅行会社が破産手続を開始したことをもって、破産手続開始時以降のカード代金の支払を止めることができます。

もっとも、金融機関口座からのカード代金の振替手続を止めるにあたっては、それなりに時間と手間を要します。したがって、あなたとしては直ちにカード会社に連絡し、旅行会社が破産手続を開始したのでツアーの契約が終了したと告げて、カード会社の指示を仰ぎつつ、支払を止める手続きをしましょう。

#### 本の紹介

相談センターニュースの本が発売されました！  
「はい、静岡県司法書士会です！～相続の困りごと、お答えします」



相続手続きのプロである私たち司法書士が **88** の疑問にお答えします。

(発行元 静岡新聞社/本体価格(税抜)1,200円)

お求めは、お近くの書店またはこちら↓で！！

はい、静岡県司法書士会です！

### 司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

#### 【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は「成年後見制度に関する専門の相談員」が担当しておりますので、ご活用ください！

#### 【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも「予約制」となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

ご相談は無料です！



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続や株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律問題でお困りの方、ご活用ください！！